

守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金 申請の手引き

家庭における再生可能エネルギーの導入促進、徹底した省エネルギー化の推進を図るため、太陽光発電システム、蓄電池システム、その他省エネルギー設備等の導入にかかる経費の一部を補助します。

●申請受付期間

令和6年5月15日(水)～令和7年1月17日(金)

●補助対象設備

- ・太陽光発電システム(蓄電池システムと併用する場合のみ)
- ・蓄電池システム(太陽光発電システムと併用する場合のみ)
- ・省エネルギー設備等



交付決定日以降に工事請負契約等を締結し、令和7年2月14日(金)までに引き渡しを受けた設備が補助対象となります。

※交付決定日以前に発注や契約を締結している場合は、補助の対象外となります。

補助対象者

【補助対象者】

守山市内に住所を有する者であり、市町村税等の滞納がないこと

【補助対象住宅】

- ①市内に既存する住宅であること
- ②申請者または生計を一にする者および2親等以内の親族が所有している住宅であること

補助金額等

区分	補助対象設備	補助金額
ア	太陽光発電システム ※蓄電池システムと併用する場合に限る	2万円/kw (上限10万円)
イ	蓄電池システム ※太陽光発電システムと併用する場合に限る	2万5千円/kwh (上限20万円)
ウ	太陽熱利用設備、太陽光利用照明設備、高機能換気設備、窓・玄関ドア・外壁・天井・床・屋根の断熱、V2H(太陽光発電システムと併用する場合に限る)、高効率空調、高効率給湯器、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、高効率照明器具、高断熱浴槽、IH器具、節水型トイレ、台所・トイレ・浴室等給排水設備の取替工事	補助率1/5 上限30万円 ※左欄に掲げる設備の同時申請可

●交付決定日以降に工事請負契約等を締結し、令和7年2月14日(金)までに引き渡しを受けた事業であること。(交付決定日以前に発注や契約を締結している場合は補助の対象外となりますので、ご注意ください。)

●施工業者は市内外を問いません。ただし、市内の施工業者が施工した場合は、補助上限額に2割上乗せします。

●区分ア、イ、ウの同時申請は可能です。

●各区分の補助対象経費の総額は10万円以上であること。

●補助対象経費の合計に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

補助対象設備・対象要件

区分	補助対象設備	対象要件(すべて満たすこと)
ア	太陽光発電システム	(1) 発電された電気の全部または一部を住宅において消費するもの (2) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーおよびその他付属機器で構成されているもの (3) 太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センター(JP-AC)において設備認定にかかる型式登録されているものまたはそれと同等であると市長が認めるもの (4) 蓄電池システムを併せて設置するか既に備えている住宅に設置すること
イ	蓄電池システム	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されているもの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」において登録しているものまたはそれと同等であると市長が認めるもの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えている住宅に設置すること
ウ	太陽熱利用設備	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムであり、給湯、暖房、冷房、除湿を用途とするもの
	太陽光利用照明設備	太陽光を効率よく利用するために鏡やレンズ等光制御技術を用いた特殊な照明器具を設置するもの
	高機能換気設備	JIS B8628に規定する「全熱交換器」または同等の性能を有するもの
	窓の断熱	施工後の開口部の熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下となるガラス交換、内窓設置、外窓交換または同等の性能を有する施工
	玄関ドアの断熱	施工後の開口部の熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下もしくはフラッシュ構造等断熱効果のある玄関ドアへの交換または同等の性能を有する施工
	外壁の断熱	外壁へ断熱材の外張施工、外壁の内側から断熱材を充填施工もしくは内張施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工
	天井の断熱	天井の上側または下側(室内側)から断熱材を施工
	床の断熱	床の上側(室内側)または床下側から断熱材を施工
	屋根の断熱	屋根の上側(外側)へ断熱材を外張施工もしくは屋根の下側(小屋裏側)に断熱材を施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工
	V2H	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの (2) 太陽光発電システムと併せて設置するか既に備えている住宅に設置すること
	高効率空調	省エネルギー性能の向上を促すための目標基準(トップランナー基準)において省エネ基準達成率100%を満たした製品、またはエネルギー消費効率(APF)が6.6以上のもの
	高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)の設置
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	ガスを使って電気とお湯を作り出す、高効率なエネルギーシステム(エネファーム)の設置
	高効率照明器具	調光制御機能を有するLEDであり、スケジュール制御、明るさセンサーによる一定照度制御、在/不在調光制御のいずれかの機能を有すること
	高断熱浴槽	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」または同等の性能を有するものへの取替
IH器具	ビルトインタイプ等工事が必要なもの	
節水型トイレ	洗浄水量6.5L以下の製品であるもの	
台所・トイレ・浴室等給排水設備の取替工事	節水機器の取り付けによる水量の制限や、ポンプのインバータ化による流量や圧力の制御等、節水・節電の効果が期待できるもの	

※補助金の対象となる経費は、補助対象設備の設置に係る本工事費、付帯工事費および設備費とします。

対象外事業

過去に国、県、市区町村が実施する助成制度による財政的支援を受けた補助対象設備のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1および別表第2に規定する法定耐用年数を経過していない設備を更新するものは、補助の対象外となりますのでご注意ください。

対象外経費

下記の経費および費用は、補助の対象外となります。

- ①消耗品の購入に係る経費
- ②公租公課(消費税または地方消費税相当額等)
- ③各種保証料または保険料
- ④既存設備等の修理または修繕に係る経費
- ⑤購入の際にポイントを利用した場合の利用額および値引き費用
- ⑥中古品またはリース取引に基づく設備等の取得費用
- ⑦販売、貸付当による利益を目的とする設備等の取得費用
- ⑧転売、返品、贈与等を目的とする設備等の取得費用
- ⑨予備的取得または将来に備えるための設備等の取得費用
- ⑩経常的に支払が必要となる維持管理費用
- ⑪新築工事、増築工事、改築工事および減築工事に伴う費用
- ⑫美装工事およびハウスクリーニングに係る費用

申請方法

- 申請書受付期間 令和6年5月15日(水)～令和7年1月17日(金)
(受付時間:平日8時30分～17時15分まで(執務時間中))

※ただし、予算が上限に達した場合は、早期に受付を終了します。

- 申請書・実績報告書提出場所 守山市役所環境政策課(もりやまエコパーク内)



※交付申請時と内容が変更した場合は、変更承認申請書の提出が必要です。
(交付決定額から20%以内の減額は変更申請不要です。また、増額の変更は行いません。)

- 書類の提出は、原則、環境政策課窓口への持参としますが、郵送による提出も受け付けます。その際は、以下の点にご注意ください。

- ・必要な添付書類の確認のため、必ず環境政策課に事前にお電話で連絡をお願いします。
- ・郵送による申請の場合も、上記の受付期間必着です。
- ・書類に不備があった場合は、再提出等が必要となります。余裕をもって提出してください。
- ・書類に不備がある場合、不受理として返却させていただくことがあります。
- ・郵送は、書類の紛失防止のため、簡易書留をお勧めしています。

提出資料

● 交付申請時に必要な書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画内訳書(様式第2号)
- ③ 申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し
- ④ 補助対象事業にかかる見積書の写し(メーカー名、型番、対象経費の内訳が分かるもの)
- ⑤ 補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類(カタログ、パンフレット、仕様書等)
- ⑥ 補助対象設備を設置する住宅の付近位置図
- ⑦ その他必要と認める書類(追加で書類提出をお願いする場合があります。)

● 実績報告時に必要な書類

- ① 実績報告書(様式第8号)
- ② 事業実績内訳書(様式第9号)
- ③ 補助対象事業にかかる請負契約書または発注書等の写し
※発注日、発注者名、納品場所、履行期間の分かるもの
- ④ 補助対象事業の施工前後の写真
- ⑤ 補助対象経費を支出したことを証する書類の写し(領収書等)
- ⑥ 補助対象設備の保証書の写し
- ⑦ (太陽光発電システムおよび蓄電池システムを設置した場合)導入設備の仕様を確認できる書類
- ⑧ 交付請求書(様式第11号)
- ⑨ 振込先口座が分かる通帳の写し
- ⑩ その他必要と認める書類(追加で書類提出をお願いする場合があります。)

実績報告書は、
工事完了から30日を
超えない日もしくは
令和7年2月28日まで
に提出してください。

● 変更交付申請時に必要な書類

- ① 変更交付・中止承認申請書(様式第5号)
- ② 事業変更計画内訳書(様式第6号)
- ③ 変更内容が確認できる書類

※提出した書類の控えは、5年間各自で保管してください。

※補助金の交付を受けて取得した物品は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」別表第1号および第2号に規定する法定耐用年数を経過するまでは、目的に反して使用し、交換し、貸付し、担保に供し、または破棄してはいけません。

「守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱」および申請書等の様式は、令和6年5月15日(水)に市ホームページにて公開します。また、予算執行状況等も随時公開予定です。



<https://www.city.moriyama.lg.jp/machikankyobousai/kankyo/1001807/1009817.html>

【問い合わせ先および申請書類等提出先】

〒524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園1-1 交流拠点施設
守山市環境生活部環境政策課

TEL:077-584-4691 FAX:077-584-4818

メール:kankyoseisaku@city.moriyama.lg.jp